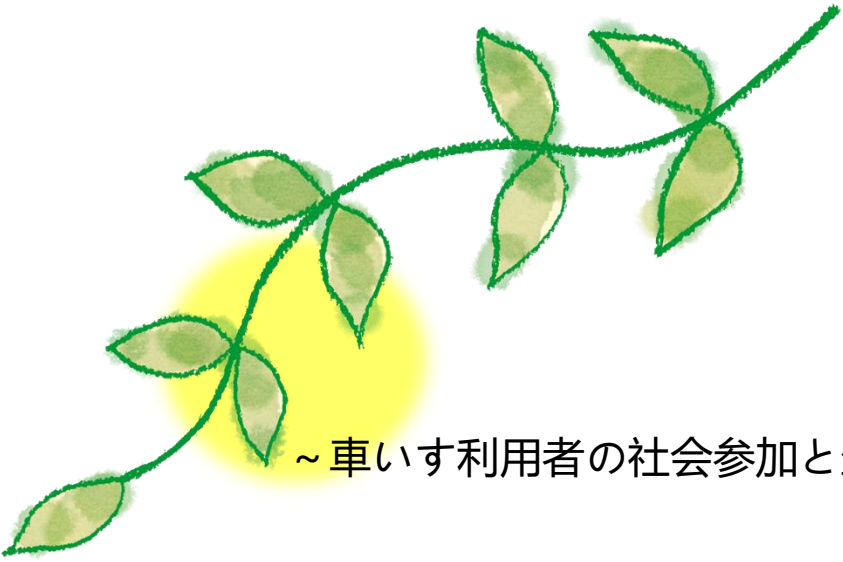




～車いす利用者の社会参加と生活を支えます～

車いす移送車

利用ガイド



(福)宗像市社会福祉協議会 宗像市ボランティアセンター
宗像市久原 180 番地 メイトム宗像1F

TEL:0940-37-4100

(月曜日～金曜日 午前8時45分～午後4時30分まで)

FAX: 0940-37-4101

E-Mail: v-net@syakyo.munakata.com



バスなどの公共交通機関の利用が困難な車いす利用者の社会参加や生活を支えるため、車いすに座った状態で乗り込める車両（車いす移送車）を貸し出します。

貸出車両

- トヨタ ノア（AT 車）
- ❖スロープタイプ（電動ウインチ式）
- ❖車イス2台＋運転席、助手席、介助席

利用料

無料

（指定の給油所で燃料を満タンにして返却）

利用対象者

公共交通機関の利用が困難な車いす利用者と、以下の条件に当てはまる人。

- ① 車両の運転者・介助者の確保ができる人
- ② (1) 宗像市内に居住する人
(2) 宗像市内に拠点を有する福祉関係団体等の活動に参加する必要がある人

利用できる日

月曜日から金曜日までの平日
午前8時45分～午後4時30分

（週2回までの利用可能）

- ❖宿泊を伴う場合は1泊2日まで
（翌日、午後4時30分までに返却）

【運休日】

- ❖土曜日、日曜日、祝日
- ❖年末年始（12月29日～翌年1月3日までの間）
- ❖法定車両検査期間

利用目的の範囲

- ❖研修会又は講習会への参加、買い物、旅行等
- ❖行政などの公共機関への手続き
- ❖病院など医療機関やリハビリテーションセンターへの通院、転院、入退院（移動先の送迎支援がない場合）
- ❖福祉施設への入退所（施設の送迎支援がない場合）
- ❖社会福祉協議会に登録している福祉関係団体の活動

移動範囲は
原則、福岡県内
です。

利用登録

事前に利用登録が必要です。(毎年度更新)

❖手続きに必要なものや流れ等、詳しくはセンターまで問い合わせてください。

利用登録の決定通知書を送付します。



車両操作方法の説明

利用前に移送車の操作方法を説明します。

利用申請

1. 電話で空き状況を確認
2. 窓口で利用申請書を提出
※利用日の1ヶ月前から1週間前までに申請と予約をしてください。
※土日祝に当たる場合は前倒し予約ができます。

FAX・メールの場合：必ず電話で空き状況を確認後、申請書をボランティアセンター宛てに送信してください。受理された時点で予約完了となります。
利用当日、申請書の原本を提出してください。

移送車利用

緊急時、行き先・時間に変更になった場合は、必ずボランティアセンターまで連絡を！

① 給油

燃料は満タンに！※指定給油所
(返却時、職員に領収書等を提示)

② 清掃

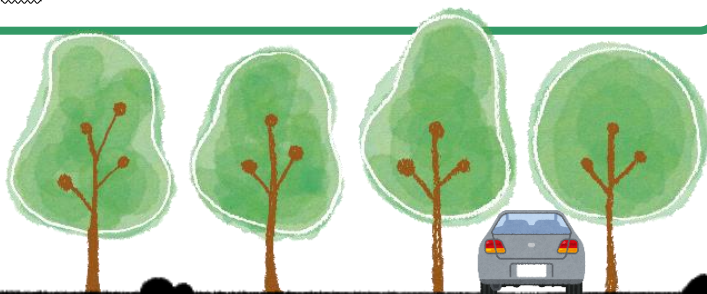
返却前に車両を清掃

返却・点検

- ❖返却時に本会の係員が立ち会い、車両を点検します。
- ❖メイトム第1身障がい者用駐車スペースに停めてください。

③ 記録

車内にある運行記録表と
利用状況報告書
(点検時に提示)の記入





平成 25 年 3 月 1 日 作成
(令和 5 年 7 月 1 日 更新)